花 井 清 人

はじめに

- 1 近年のオーストラリアの財政運営
- 2 税制改革へのこれまでの取り組み:労働党政権下での鉱物資源利用税の 失敗
- 3 財・サービス税 (GST) 改革の可能性: OECD 諸国との比較考察
- 4 税制改革の残された課題:政府間財政関係と租税システムのあり方おわりに

参考文献

はじめに

1990年代半ば以降,20年近く高成長を維持してきたオーストラリア経済が現在,岐路にさしかかっている。オーストラリア経済は2008年のリーマン・ブラザーズ経営破綻などを契機に生じた世界金融危機に対しては,他の先進諸国に先駆けて積極的なマクロ経済政策を講じる一方,中国を中心とする新興経済諸国の旺盛な資源需要にも支えられて早い立ち直りを見せた。しかし,金融危機後の積極的な財政政策のつけや新興経済諸国による資源ブームの終焉といった要因から,オーストラリア経済は近年,急速に成長率が低下し,財政運営においても財政赤字脱却からの遅れが大きな問題となっている。

本稿では、オーストラリアでの財政運営において、財政の健全化と経済 成長の両立を目指して、近年、検討が進められている財・サービス税 (GST: Goods and Services Tax) 改革実施の可能性および改革を進める上で考慮すべき課題について考察を試みる。

以下、構成を示す。まず第1節で、近年のオーストラリアでは、税制改 革を中核に据えた財政再建が重要な課題となっていることを述べる。続く 第2節では、前労働党政権で導入された鉱物資源利用税 (MRRT: Minerals Resource Rent Tax) の失敗の経緯を振り返り、更なる税制改革に取り組む必 要性を明らかにする。第3節では、近年注目が寄せられている財・サービ ス税に焦点をあてて、オーストラリアの租税体系の特徴を踏まえた上で、 税制改革の選択肢としていかなる可能性があり得るのか、OECD 租税デ ータ・ベースに基づいた国際比較分析を通じて改革の可能性を考える。こ こでは、現行のオーストラリアの租税体系が個人および法人所得税に依存 している特徴を持つこと、さらには消費税について他の先進諸国と比較す ると、税率の低さおよび課税ベースの狭さの両面で見直しの可能性がある ことを指摘する。また、オーストラリアでは、既に多くの研究機関により、 財・サービス税改革に伴う税収予測に関していくつかの実証研究が試みら れており、財源確保および経済成長実現の両面での期待が指摘されている (CPA Australia 2015, Daley and Wood 2015, PWC Australia 2015 など)。第4節 では、こうした政策提言がさまざまな形で行われているにもかかわらず、 なぜ税制改革が進まないのかを政府間財政関係の視点から財・サービス税 の課題および改革のあり方に踏み込んで考察を行う。そこで重要な鍵とな るのは、政府間財源としての財・サービス税の位置付けである。オースト ラリアでは、財・サービス税税収の全額が州・特別地域に対して交付金と して配付される一方、州・特別地域財政は自らが広い課税ベースの税源を 有しておらず、州税として給与所得税や印紙税などの非効率な税を多く抱 えたままになっている $^{1)}$ 。さらに財・サービス税の変更にあたっては、連 邦政府のみが権限を有しているわけではなく、全州政府の合意の下で進め なければならないといった税制改革を進める上での政治的制約も課されて

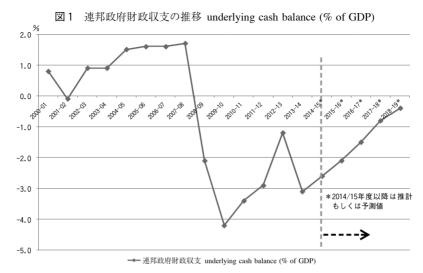
いる。したがって、税制改革を通じて連邦全体での財政の効率化を図りたい連邦政府としては、単純に財・サービス税改革の増収だけでは財政再建が実現できるわけではない。本稿の結論として、財・サービス税改革を進めるにあたっては、財・サービス税の税率見直し・課税ベースの拡張を通じ税収確保および租税システムの効率性を図るのと合わせて、非効率な州税の見直しを図る包括的租税システムの見直し、さらには補助金のあり方の見直しまで踏み込んだ三位一体の改革が今日のオーストラリアには求められることを政策提言として示す²⁾。

1 近年のオーストラリアの財政運営

オーストラリアは 1980 年代後半から 2000 年代半ばにかけて,規制改革,公企業改革,財政改革などを通じて経済の構造面からの建て直しに積極的に取り組んできた(花井 1996)。この期間のオーストラリア経済は,構造改革の実施に伴い経済システムの効率化が進むのと合わせ,新興経済諸国を中心とする旺盛な資源需要にも支えられ,先進諸国の中でもきわめて安定的かつ高い成長を維持することができた。こうした堅調な経済運営の下,オーストラリア連邦財政は 1998/99 年度から 2007/08 年度までの長期にわたって黒字を基調とした財政運営が可能となり,1995/96 年度には対 GDP比で 18.5% あった連邦政府純債務も,世界金融危機前年の 2007/08 年度には一3.8% へと大幅に減少することになった。

こうしたオーストラリアの経済財政運営が、近年、行き詰まりを見せている。そこでの転換点は、2008年の世界金融危機以降の財政対応およびこれまでのオーストラリア経済を支えてきた資源ブームの終焉に起因している。まず、世界金融危機の発生に対して、オーストラリア政府は積極的に財政政策を講じ、経済の回復を目指した。そこでの連邦政府による迅速かつ大胆な政策対応の実施は、危機の影響を最小限にとどめ、結果的には他の先進諸国より、相対的に早い経済回復につながったという点で一定の

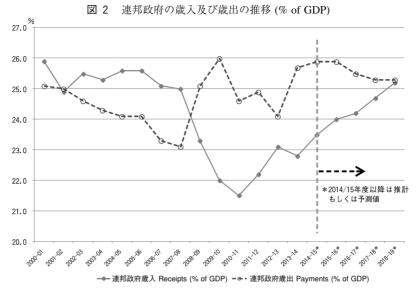
— 27 —



出所: Commonwealth of Australia (2015a), 2015/16 Budget Paper 1, Statement 10: Historical Australian Government Data, Table 1 underlying cash balance データより作成。

評価ができよう。しかし、危機後の歳出の高止まりと歳入面での措置対応の遅れは、その後の連邦財政を大きく悪化させることにつながった。また、オーストラリアでは、2000年代半ば以降、中国を中心とする新興経済諸国の経済発展に伴い、鉄鉱石や天然ガスなどへの旺盛な資源需要が生じ、経済成長および財政運営の両面で経済的恩恵を受けることができた。しかし、そうした新興経済諸国の経済成長は、世界金融危機後、鈍化することになり、資源に依存したオーストラリア経済構造の限界は財政悪化に追い打ちをかけることになる。

図 1 はこの 20 年間のオーストラリア連邦政府財政収支の推移を示している。財政赤字は世界金融危機が起きた 2008/09 年度以降, 急速に拡大することになった。直近の予算書 (Commonwealth of Australia 2015a) では, 2013/14 年度 (実績) でみると, 485 億豪ドルの財政赤字額 (underlying cash balance) が計上され、対 GDP 比で 3.1% の規模に達している。こうした



出所: Commonwealth of Australia (2015a). 2015/16 Budget Paper 1. Statement 10: Historical Australian Government Data, Table 1 データより作成。

状況に対して、連邦政府予算書では、経済成長を目指す政策目標を重要視しており、経済成長の回復とともに赤字額の削減、2018/19 年度には GDP比で 0.4% まで財政赤字を削減することを目指している。但し、予算書での財政収支見積もりにあたっては、実質経済成長率が 2016/17 年度には3.25% という高い水準に達するという想定が置かれており、現在の豪州の経済状況を考えると成長率の予測が楽観的すぎるという批判が多く出ている³¹。

図2は、こうした財政赤字顕在化の背景にある連邦政府の歳出および歳入の動向を示している。歳出はリーマンショック以降の積極的財政政策に伴い2008/09年度以降も増加する一方、歳入に関しては、豪州経済の伸び悩みとともに税制改革の不徹底などから、2008/09年度以降低迷することになり、歳出・歳入両面での豪州財政健全化努力がどう実現できるかが重

要な政策課題となっていることがわかる。

このように 2007/08 年度まで堅調に財政黒字を維持してきた連邦財政は, 2008/09 年度以降は継続して財政赤字を計上することになり, 2013/14 年度現在では,連邦政府純債務累積は対 GDP 比で 12.8% へと状況が悪化し,早急に税制改革を中核に据えた財政再建に取り組む必要性が出てきた⁴。

2 税制改革へのこれまでの取り組み:労働党政権下での鉱物資源利用税の失敗

こうしたオーストラリアでの財政状況の悪化に対して、連邦政府はただ手をこまねいてきた訳ではない。政府としては、財政改革および税制改革への着手への機会を継続して模索してきた。こうした中で、まず改革の口火を切ったのが、労働党政権下での2012年の鉱物資源利用税と環境税としての炭素税の導入である。

労働党政権下では、包括的税制改革を進めるにあたって、2010年に財務省次官 (Secretary to the Treasury)のケン・ヘンリー (Ken Henry)を座長とし、10年ないし20年後を見据えた効率・公平な租税システムを模索するのとあわせ、生産性の向上かつ成長促進的な税制改革シナリオを提示した税制改革レポート『ヘンリー・リビュー(オーストラリアの将来を見据えた税制改革報告書:Australia's Future Tax System Review)』がまとめられた。ヘンリー・リビューでは、財・サービス税での増税は行わないという前提の下、138点での税制の見直しが勧告され、そこでは抜本的税制改革の必要性が提案された (Commonwealth of Australia 2010)。

そこでの重要な勧告項目としては、以下の点が挙げられる。「①当時資源ブームに沸いていた資源部門に40%の資源レント課税を行う。②それとあわせて法人所得税を30%から25%に引き下げる。③個人所得税については、25,000豪ドルの課税最低限を引き上げる。その他の税について

はフラット化を図る。④家族給付を資産テスト支払いに組み込む他、低所得者にも退職年金 (Superannuation)制度を広げる。⑤州税については、給与所得税 (payroll tax) などを課税ベースの広い消費税に置き換える。⑥環境税を導入する。」などである。

ヘンリー・リビューにおける資源利用へのレント課税の理論的背景に関 しては、経済学的見地からはレント課税という経済効率と税収確保の両立 を目指したチャレンジングな試みと評価することができよう。しかし、レ ポートを踏まえた形での労働党政権下の鉱物資源利用税の実際の導入に当 たっては多くの課題を残したままのスタートとならざるを得なかった(花 井 2013)。まず、鉱物資源利用税は、当初は超過利潤税として課税ベース の広い資源へのレント課税を目指していたが、説明不足などの理由から産 業界の猛反対に会い、それに対する政府の妥協案の提示に伴い、鉱物資源 利用税は当初の制度提案より大幅な後退を余儀なくされた。特に産業界か らの理解が十分に得られず、政治的妥協を余儀なくされ、経済学的見地か らは、課税ベースが限定され、きわめて非効率な形での課税となった。ま た、課税の実施にあたって、課税ベースがオーバーラップする州政府の資 源ロイヤルティとの政策調整がきちんとなされず、結果として州政府との 課税競争が生じてしまった。さらに、鉱物資源利用税は、政府の税収確保 という点でも大きな問題点を有していた。資源ブーム終焉というタイミン グを逸した形での税制の導入、結果として予想された税収を大きく下回る 税収確保にとどまることになる5)。

2015年に政権交代を通じて誕生した自由党・国民党連合は、こうした 状況に鑑み、政権をスタートさせるとすぐに鉱物資源利用税の廃止を決め、 2014年6月末をもって制度を廃止させた。

3 財・サービス税改革の可能性:OECD 諸国との比較考察

こうした前労働党政権下での鉱物資源利用税を中心とする税制改革の取

— 31 —

り組みの失敗に対して、現政権である自由党・国民党連合は、税収確保の 手段として、経済成長路線をサポートできる財・サービス税に焦点を置い た税制改革に取り組むという意欲を示したものの、現段階では、明確な税 制改革のシナリオを提示できていない状況にある。特に政治的には、2015 年9月に自由党・国民党連合内でのアボット (Abbott) からターンブル (Turnbull) への首相交代劇などもあり、本来2015年12月に提示予定であった税制改革をめぐる白書の作成が翌年度以降へ先延ばしされるなど、政 権党として税制改革に関して明確なリーダーシップを打ち出せないままで いる。

本節では、急速に悪化する財政状況を立て直すための税制改革の手段としていかなる可能性が残されているのか、OECD 諸国での個人所得税、法人所得税、消費税とくに財・サービス税(付加価値税)、財産税などの基幹税源による税収確保について OECD 租税データベースを活用した国際比較を試みることにより、財・サービス税はオーストラリアにおいて税制改革の選択肢となりうるかどうか検討を行う。

まず、図3はOECD 各国間での租税負担率(総税収入額/GDP 2012年)の違いを示している。オーストラリアの租税負担率は27.3%で、加盟国平均の33.7%よりかなり低いことがわかる。国別比較で見ても、オーストラリアは34ケ国中下から7番目と、アメリカ(34ケ国中下から3番目)や我が国(34ケ国中下から10番目)と同様、租税負担率が低く、経済活動に占める公共部門の割合が低い国として特徴付けることができる。こうしたオーストラリアの租税負担率は、OECD 租税統計の遡及が可能な1965年度以降継続してOECD 租税負担率平均値を下回っており、国民経済における租税負担の低さが長期間にわたって維持されてきた。

以下、オーストラリアの税収構成の主要な項目を占める個人所得税、法人所得税、消費課税、付加価値税および財産税について OECD 租税統計 (OECD 2014a および 2014c) に基づき国際比較を試み、オーストラリア租

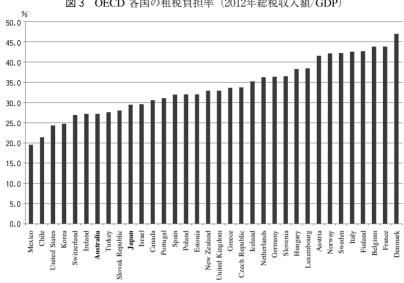


図3 OECD 各国の租税負担率 (2012年総税収入額/GDP)

資料: OECD (2014c) Revenue Statistics 1965-2013, OECD. Table A. Total tax revenue as percentage of GDP データに基づき作成。

税システムの特徴を明らかにする。

まず、表1(a)は個人所得税(2012年)について個人所得税税収が税収 総額に占める構成比、個人所得税税収対 GDP 比、個人所得税税収・社会 保険料合計額についての対 GDP 比の国際比較を示している。オーストラ リアの個人所得税は、税収総額に占める構成比では39.2%、対 GDP 比 では10.7%といずれで見ても高い比率をとっている。そういった点で、 税収確保にあたって個人所得税に依存した租税構造をとっていることがわ かる。但し、オーストラリアでは我が国のような社会保険料が課されてお らず、個人所得税税収・社会保険料合計額で見た場合は、社会保障での手 厚いサービスを行っている北欧諸国や高齢化に伴い社会保障負担が増しつ つある我が国に比べても相対的に国民負担率は低い。

次に、表1(b) は法人所得税(2012年)について税収総額に占める構成

表1 (a)・(b) 個人所得税および法人所得稅 (2012年)

		Á	(a) (m)	HI - 1/1 1/2 / HI	1/2/21/05		,		
		(a) 個人所	個人所得税税収				(b) 法人列	法人所得税税収	
	個人所得稅稅 収/稅収総額		個人所得稅稅 収/GDP		個人所得稅· 社会保險料合 計額対 GDP比		法人所得税税 収/税収総額		法人所得税税 収/GDP
Slovak Republic	9.2	Slovak Republic	2.6	Korea	8.6	Greece	3.3	Greece	1.1
Czech Republic	10.6	Czech Republic	3.6	Israel	10.6	Hungary	3.4	Slovenia	1.2
Hungary	13.8	Korea	3.7	Australia	10.7	Slovenia	3.4	Hungary	1.3
Poland	14.1	Turkey	4.0	Turkey	11.5	Estonia	4.5	Estonia	1.4
Turkey	14.4	Poland	4.5	New Zealand	12.4	Germany	4.8	Germany	1.8
Korea	15.0	Estonia	5.3	Ireland	13.3	Finland	4.9	Iceland	1.9
Slovenia	15.5	Hungary	5.3	Portugal	14.6	Netherlands	5.1	Netherlands	1.9
Estonia	16.4	Israel	5.5	United States	14.6	Austria	5.3	Spain	2.0
France	18.0	Japan	5.5	Slovak Republic	14.9	Iceland	5.4	Turkey	2.0
Israel	18.4	Slovenia	5.7	Switzerland	15.2	France	5.6	Finland	2.1
Portugal	18.5	Portugal	5.8	United Kingdom	15.4	Sweden	6.1	Poland	2.1
Japan	18.6	Greece	7.0	Canada	16.0	Denmark	6.3	Austria	2.2
Netherlands	20.2	Spain	7.2	Estonia	16.6	Spain	6.4	Ireland	2.3
Greece	20.6	Netherlands	7.3	Poland	16.6	Italy	6.5	Slovak Republic	2.4
Luxempourg	21.9	France	7.9	Iceland	16.9	Poland	9.9	France	2.5
Spain	22.6	Luxembourg	8.4	Greece	17.8	Belgium	6.8	United States	2.5
Austria	22.9	Switzerland	8.5	Japan	17.8	Turkey	7.4	Sweden	2.6
Norway	23.4	Ireland	9.1	Hungary	17.9	United Kingdom	8.1	Israel	2.7
Germany	25.6	United Kingdom	9.1	Czech Republic	18.3	Ireland	8.4	Portugal	2.7
Italy	27.2	United States	9.2	Spain	18.7	Slovak Republic	8.4	United Kingdom	2.7
United Kingdom	27.5	Germany	9.3	Norway	19.5	Portugal	8.7	Italy	2.8
Belgium	27.8	Austria	9.5	Luxembourg	19.7	Israel	8.9	Switzerland	2.8
Sweden	28.2	Norway	9.6	Slovenia	20.6	Canada	9.5	Canada	2.9
Finland	29.3	Australia	10.7	Sweden	21.9	Czech Republic	6.6	Belgium	3.0
Switzerland	31.7	Canada	11.2	Netherlands	22.3	United States	10.2	Denmark	3.0
Ireland	33.2	Italy	11.6	Germany	23.2	Switzerland	10.5	Czech Republic	3.3
Canada	36.6	Sweden	11.9	Austria	23.7	Japan	12.5	Japan	3.7
Iceland	37.4	Belgium	12.2	France	24.4	Luxembourg	13.4	Korea	3.7
New Zealand	37.7	New Zealand	12.4	Italy	24.6	New Zealand	14.1	New Zealand	4.7
United States	37.7	Finland	12.6	Denmark	24.8	Korea	14.9	Australia	5.2
Australia	39.2	Iceland	13.2	Finland	25.3	Australia	18.9	Luxembourg	5.2
Denmark	50.7	Denmark	23.9	Belgium	26.3	Norway	24.8	Norway	10.5
Chile	:	Chile		Chile	_	Chile	_	Chile	1
Mexico	:	Mexico	_	Mexico	_	Mexico	_	Mexico	_

出所: OECD (2014c) Revenue Statistics 1965-2013, OECD Tables 9, 10, 11, 12, 13 データを基に作成。

比,対 GDP 比を示している。オーストラリアの法人所得税は,税収総額に占める構成比では18.9%と対 GDP 比では5.2%と双方で高い比率をとっており,税収確保にあたって法人所得税への依存が高いことがわかる。この値は相対的に法人税依存が高いといわれている我が国よりも高い。オーストラリアの投資の多くは海外および多国籍企業を通じて行われており,法人税負担の高さは資本ストックの低下をもたらすだけでなく,経済活動全体での生産性や生活水準の低下につながることになる。したがって,経済のグローバル化の中で企業競争力を高める必要のあるオーストラリアにとって法人所得税の見直しは避けて通れない。

表 2 は財産税 (2012 年) について税収総額に占める構成比,対 GDP 比の国際比較を示している。オーストラリアの財産税は,税収総額に占める構成比では 2.4%,対 GDP 比では 8.6% と我が国と比べると低いものの,OECD 諸国の中では相対的に比率が高い国として位置づけられることがわかる。オーストラリアの財産税は州税・地方税という形で課されており,州・地方財政の重要な資金調達の財源となっている。

表3は一般消費税 (2012年) について税収総額に占める構成比,対 GDP 比の国際比較を示している⁶⁾。オーストラリアの一般消費税は,税収総額に占める構成比では12.4%,対 GDP 比では3.4%と,一般消費税依存度が低いアメリカや我が国と同様,OECD 諸国の中では消費課税依存の低い国として位置づけられる。一般消費税による税収確保に関しては,各国の税率や課税ベースの広さなどが影響してくる。そこで,図4はOECD 加盟国間での付加価値税標準税率の違いを示している。OECD 加盟国付加価値税標準税率平均は19.1%であるのに対して,オーストラリアの標準税率は10%と低く,我が国(2014年度は5%)やカナダ(5%,但し州GSTが存在する),韓国(10%)などとともに税率の低い国として位置付けられる。

また、付加価値税の徴収にあたり、各国間でのゼロレート項目や免税項

成城・経済研究 第212号 (2016年3月)

表 2 財産税 (2012年)

	叶交换铁巾 /铁	, (2012)	
	財産税税収/税	財産税税収/0	
	収入総額		
Mexico	0.3	Estonia	1.0
Estonia	0.3	Austria	1.3
Slovak Republic	0.4	Mexico	1.5
Czech Republic	0.5	Czech Republic	1.5
Austria	0.6	Slovak Republic	1.6
Slovenia	0.6	Slovenia	1.8
Germany	0.9	Sweden	2.4
Chile	0.9	Germany	2.4
Sweden	1.0	Finland	2.8
Netherlands	1.1	Norway	2.9
Turkey	1.2	Netherlands	3.0
Finland	1.2	Hungary	3.2
Norway	1.2	Denmark	3.8
Portugal	1.2	Poland	3.9
Hungary	1.2	Portugal	3.9
Poland	1.2	Turkey	4.2
Switzerland	1.8	Chile	4.3
Denmark	1.8	Greece	5.6
Greece	1.9	New Zealand	6.2
Ireland	1.9	Italy	6.3
Spain	2.0	Spain	6.3
New Zealand	2.1	Switzerland	6.6
Australia	2.4	Ireland	7.0
Iceland	2.5	Iceland	7.1
Korea	2.6	Luxembourg	7.1
Italy	2.7	Belgium	7.5
Israel	2.7	France	8.5
Japan	2.7	Australia	8.6
Luxembourg	2.7	Israel	9.0
United States	2.9	Japan	9.1
Canada	3.3	Korea	10.6
Belgium	3.3	Canada	10.6
France	3.8	United States	11.8
United Kingdom	3.9	United Kingdom	11.9

出所:OECD (2014c) Revenue Statistics 1965-2013, OECD Tables 21 および 22 データを基に作成。

表 3 一般消費税 (2012年)

	一般消費税税収/		一般消費税税収/
	税収総額		GDP
United States	8.0	United States	1.9
Japan	9.2	Japan	2.7
Australia	12.4	Australia	3.4
Switzerland	13.0	Switzerland	3.5
Italy	13.8	Mexico	3.7
Canada	14.6	Korea	4.3
Belgium	15.9	Canada	4.5
France	16.1	Spain	5.3
Spain	16.6	Turkey	5.8
Korea	17.2	Italy	5.9
Netherlands	17.9	Ireland	5.9
Luxembourg	18.2	Slovak Republic	6.0
Norway	18.2	Netherlands	6.5
Austria	18.6	United Kingdom	6.9
Mexico	19.0	Belgium	7.0
Germany	19.4	Luxembourg	7.0
Denmark	20.6	Germany	7.1
United Kingdom	20.8	Czech Republic	7.1
Turkey	20.8	France	7.1
Czech Republic	20.9	Poland	7.1
Finland	21.1	Greece	7.5
Slovak Republic	21.3	Norway	7.7
Sweden	21.4	Austria	7.8
Ireland	21.7	Slovenia	8.0
Slovenia	22.0	Iceland	8.1
Poland	22.1	Chile	8.1
Greece	22.2	Portugal	8.2
Iceland	22.8	Estonia	8.6
Portugal	26.4	Israel	8.9
Estonia	26.7	Finland	9.0
Israel	30.0	Sweden	9.0
New Zealand	30.0	Denmark	9.7
Hungary	30.0	New Zealand	9.9
Chile	37.7	Hungary	11.5

出所:OECD (2014c) Revenue Statistics 1965-2013, OECD Tables 27 および 28 データを基に作成。

Solve and Demark Austria Care Republic Creek Republic New Zealand Plands Beginm Republic Norway Portugal Plands Pland Finland Finland

図4 付加価値税標準税率の国際比較(2014年)

出所: OECD (2014a) Consumption Tax Trends 2014, OECD Table 2. A2.1 データを基に作成。

目などの適用状況の違いが税収確保にどのような影響をもたらしているのかを検討するために、OECDでは VRR (VAT Revenue Ratio) 指標を作成することにより、課税ベースの適用範囲の違いに関して国際比較を行っている (OECD 2014a)。 VRR 指標は、全ての品目(潜在的に免税項目などのない形での課税ベース)に対して付加価値税を標準税率で課した時に得られる税収理論値との比較で、付加価値税が実際にどの程度カバーできているかを示しており、付加価値税の税収調達効率を示す尺度となっている。 VRR 指標は以下のような式で示される。

VRR = 実際の税収額 / (潜在的な課税ベース × 付加価値税標準税率)

表 4 は OECD 各国間での付加価値税 VRR 指標 (2012 年度) を示している。オーストラリアでの VRR 指標は 0.47 と OECD 加盟国平均 0.55

表 4 VAT Revenue Ratio (2012年度)

2X 4 V/II Rev	付加価値税	J12-T-1,X,)
国 名	標準税率	VAT Revenue Ratio (VRR)
	(2014年)	()
Mexico	16.0	0.31
Greece	23.0	0.37
Italy	21.0	0.38
Turkey	18.0	0.40
Spain	18.0	0.41
Poland	23.0	0.42
Slovak Republic	20.0	0.43
United Kingdom	20.0	0.44
Ireland	23.0	0.45
Iceland	25.5	0.45
Portugal	23.0	0.47
Australia	10.0	0.47
Belgium	21.0	0.48
France	19.6	0.48
Canada	5.0	0.48
Hungary	27.0	0.52
Netherlands	19.0	0.53
Germany	19.0	0.55
OECD 平均 (Unweighted average)	18.7	0.55
Finland	23.0	0.56
Sweden	25.0	0.56
Norway	25.0	0.57
Czech Republic	20.0	0.57
Slovenia	20.0	0.58
Denmark	25.0	0.59
Austria	20.0	0.59
Chile	19.0	0.64
Israel	16.0	0.64
Korea	10.0	0.69
Japan	5.0	0.69
Estonia	20.0	0.70
Switzerland	8.0	0.71
New Zealand	15.0	0.96
Luxembourg	15.0	1.13

出所: OECD (2014a) Consumption Tax Trends 2014, OECD Figure 3.1. データを基に作成。

と比べても低く,我が国の0.69 さらには隣国のニュージーランドの0.96 と比べてかなり低い。こうした背景には,オーストラリアの財・サービス税では,現在,課税ベースに関してはゼロレート項目(保健,医療,教育,基本食料品,輸出:仕向け地原則に基づくため など)のほか,免税項目(金融取引,住宅の賃貸,中古住宅の売却など)などの様々な免税措置が設けられていることが影響していると考えられる。

以上の考察から、オーストラリアの租税構造では、「GDP 比で見た租税負担率は低く、税収確保にあたって所得課税への依存がみられる。オーストラリアの個人所得税は対税収総額・対 GDP 比の双方で比率は高いが、個人所得税税収額+社会保険料合計で見た場合、対 GDP 比の比率はさほど高くはない(オーストラリアでは社会保険料方式がとられていないため)。また、法人税税収が税収総額や GDP に占める比率は高く、企業収入に頼る構造になっている。財産税が GDP に占める比率は相対的に高く、その財源はもっぱら州・地方の財源として活用されている。税収総額や GDP に占める付加価値税税収比は低い。」などの特徴を有していることがわかった。特に、付加価値税としての財・サービス税に関しては、オーストラリアでの標準税率の低さと合わせて、ゼロレート、免税項目などが設けられることで付加価値税課税ベースの適用範囲が狭くなっているなどの特徴が確認できる。

こうした分析を踏まえた結果、資源ブーム終焉後、新たな経済戦略を模索するオーストラリアにとって、財・サービス税に焦点を置いた税制改革に取り組むことは、付加価値税を強化することで消費課税での効率面での改善が期待できるだけでなく、現在成長戦略の推進する政府にとって、個人所得税での経済成長に伴う負担増加(ブラケットクリープの問題)の解消や、労働インセンティブへの向上、さらには法人所得税依存の転換などが可能となり、連邦税制の効率化を通じて経済成長の促進にもつながる。実際、政府が2015年の2月に提示した改革レポート (Tax discussion paper)

『Re: think』でも財・サービス税改革への言及および近年議論されている 改革オプションが検討され、こうした政府の改革姿勢を受けて、既に様々 な形で「税率引き上げ」と「課税ベースの拡大」の両面から財・サービス 税の見直しを通じる税収確保や税制改革に伴う分配効果などが検討されて いる⁷⁾。

それでは、オーストラリアでの財・サービス税改革でどのくらい税収確 保が可能となるのであろうか。ここでは、2013/14年度のオーストラリア 統計局の国民経済計算での最終消費額データ (ABS 5204.0 Australian System of National Accounts) をベースに、OECD (2014a) におけるオーストラリア でのゼロレートおよび免税範囲の特徴を示す VRR 指標(2012 年度)を適 用することで財・サービス税課税ベース額を求め、現在税率変更案として 近年の研究が取り上げている12.5%と15%を想定して税制改革後の財・ サービス税税収額およびその増加額を推計した8)。表5は筆者自身の見積 もりと諸研究機関による財・サービス税改革に伴う税収変化に関する推計 比較を示している。まず、筆者の推計では、2013/14年度の実際の財・サ ービス税税収額は555億豪ドル (ABS, 5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2013-14より)であるのに対し、12.5%と15%を想定した場合、財・サー ビス税税収額はそれぞれ682億豪ドルと819億豪ドルとなった。すなわち、 現行 10% (2013/14年度ベース) と比べた場合, 12.5% とすると 136 億豪 ドル、15%とすると273億豪ドル分の税収増が期待できる。同様な推計 は CPA Australia (2015), Daley and Wood (2015), PWC Australia (2015) なども行っており、10%から15%に税率を引き上げた場合、260億豪ド ルから302億豪ドルといった筆者の推計と近い税収増分を予測している。 CPA Australia (2015) による分析では、税率増加だけでなく、NZ との比 較を踏まえた上で課税ベースの拡張 (現行の「①ゼロ税率が適用される項目、 ②インプット課税、③金融サービスには財・サービス税は課されていない。|を見 直しを想定)を行った場合についても推計をしており、税率15%に引き上

成城・経済研究 第212号 (2016年3月)

表5 財・サービス税改革に伴う税収変化に関する諸推計

		税収推計額 (百万豪ドル)	税収増分額 (百万豪ドル)
実際の税収 (2013/14年度)		55, 517	
筆者推計	(推計 I) 税率12.5% (現行の課税ベースを前提)	68, 209	13, 642
	(推計Ⅱ)税率15%(現行の課税ベースを前提)	81,850	27, 283
	GST 税率を現行10%のままとし、基礎食料品、 教育、医療を GST 課税ベースに含める(課税ベ ースの拡張)。		12, 120
CPA Australia (2015) に よる推計	GST 税率を15%に引き上げ、課税ベースについては現行通りのゼロレート、免税項目を維持する。 (筆者推計Ⅱに対応)		25, 952
	GST 税率を15%に引き上げ、教育、医療を GST 課税ベースに含める(基礎食料品については免税 項目として残す)。		36,841
	GST 税率を15%に引き上げ、基礎食料品、教育、 医療を GST 課税ベースに含める(課税ベースの 拡張)。		42,892
PWC Australia (2015) に よる推計	税率 15%(現行の課税ベースを前提)		30, 200

げた上で、現行の軽減税率をすべてなくし課税ベースを拡張した場合には 429 億豪ドルにまで税収増が拡張できると予測している。

こうした財・サービス税改革に伴う税収増加額の推計結果を踏まえると、財・サービス税改革に伴い、136 億豪ドルから 430 億豪ドル程度の税収増加が見込まれる。財政赤字の拡大に悩む連邦政府としては税制改革に取り組む姿勢を維持している。しかし改革に当たっては、オーストラリアの財政問題は、歳入問題として単純に税収増を図るのではなく、次節で検討す

オーストラリア税制改革の残された課題:財・サービス税改革と政府間財政関係に着目して るように政府間財政関係での歳出課題を踏まえた財源配分の問題として改 革に着手する必要がある。

4 税制改革の残された課題:政府間財政関係と租税システムのあり方

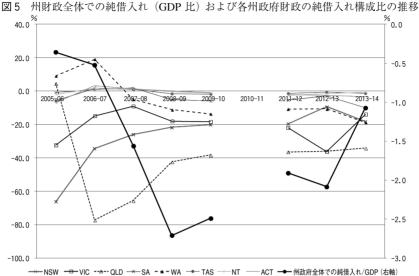
前節で見たように,連邦政府は,財・サービス税の改革を通じて一定の 税収が確保でき,特に金融危機以降,大幅に落ち込むことになった税収減 を埋め合わせることで連邦財政赤字の改善も期待できる。にもかかわらず, オーストラリアではなぜ前政権を含め,現自由党・国民党連合政権は改革 に着手しないのであろうか。

改革の進展を難しくする最大の要因は、オーストラリア政府間財政関係の財・サービス税の位置づけにある。

オーストラリアの財・サービス税は、連邦税として連邦が税を徴収するも、税収全額が州財政に GST 交付金として移転される。そこでは財・サービス税全額を原資として財政調整制度を通じて各州政府に交付金が配分されることになる(配分額の基礎データとなる相対係数の算定作業は政府から独立した連邦交付金委員会が担当)。さらに財・サービス税の変更にあたっては、連邦政府のみが決定権を有しているわけではなく、全州政府の合意の下で進めなければならないといった税制改革の手続面での制約も課されている。すなわち財・サービス税は、オーストラリア政府間財政関係において、連邦財政のみならず州財政にとっても重要な役割を担っており、改革は連邦・州財政間での財源割り当て問題として捉える必要がある(花井 2006)。

まず、連邦財政との比較でオーストラリアの州財政はどの程度健全化が維持されているのであろうか。図5は州財政全体でのGDP比での純借入れの大きさ(右軸)および各州政府財政の純借入れ構成比の推移を示している⁹⁾。州財政全体でのGDP比での純借入れ比率は、2005/06年度から2013/14年度の期間では0.4%から2.7%の幅で推移しており、連邦財政

— 43 —



出所:ABS 統計 Australian System of National Accounts, 2014-15 (No. 5204.0) および

Government Finance Statistics (No. 5512.0) データを用いて作成。

だけでなく州財政の運営においても財政健全化への取り組みが求められている。但し、連邦政府が世界金融危機の影響を受けて2007年度以降、積極的財政赤字を計上し経済対策を採ってきたのに対して、州全体としては金融危機以降純債務の増加はみられるものの、それがすべて積極的に景気対策に起因しているとは限らない。

州政府ごとに純借入れの構成を見ると、交付金や特定目的補助金などの 財源の依存が高い ACT, NT, TAS 州, SA 州などでは期間全体を通し てあまり財政赤字を計上しておらず、年度間での構成比もさほど変化が見 られない。大きな変化が見られたのは、資源州である QLD 州, WA 州 などで、近年、資源ブームの終焉に伴う財源確保の行き詰まりから財政赤 字の割合が急速に増えている。また、経済力が大きい NSW 州や VIC 州 などにおいても経済成長力の低下に伴う税収の伸び悩み一方、歳出増加な

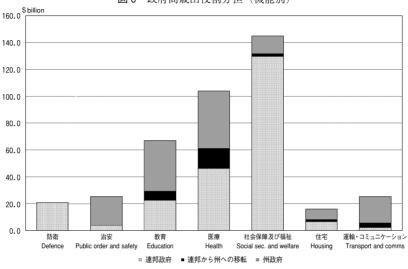


図6 政府間歳出役割分担(機能別)

Source: OECD (2014b) Economic Surveys Australia, Figure 17 データに基づき作成。

どの課題を抱えており、債務依存からの脱却は容易ではない。すなわち、 州財政の健全化に関しては、各州経済力に結び付く形で経済危機への対応 といった景気変動面での課題よりむしろ、構造面での効率化の課題がより 深刻になってきているといえよう。

オーストラリアの各政府の経済機能配分では、連邦政府が国防、社会保障・福祉などの面で歳出役割を担う一方、州政府は医療、教育、インフラなどの領域で歳出の中心的役割を果たしている(図6)。すなわち、オーストラリアでも、我が国に比べてそれほど深刻ではないが、すでに労働や医療のあり方などで高齢化が経済の生産性や成長などに与える影響が懸念されており、州政府は医療や教育などの支出を通して長期的には歳出面で州財政収支の圧迫が重要な課題になると考えられる。そこでは、支出を賄うにあたり、州独自の税収のみならず連邦政府から州・地方政府への財政移転や補助金が重要な役割を果たしていることがわかる。

オーストラリア連邦州政府財政関係では、歴史的には、第二次世界大戦後の統一所得税制度導入以降、今日に至るまで、連邦政府が州政府にくらべ突出して自らの歳出を上回る形で歳入(税収)を集める一方、連邦政府が州政府(地方政府を含む)に対して交付金および特定目的補助金などを通じて財政支援を行うことで州財政を支えるといった垂直的財政不均衡(VFI)の構造が長い間存在してきた。

政府間財政関係での垂直的財政不均衡の状況は、州財政の資金調達に着目して図7で捉えることができる。州財政は2013/14年度の歳出総額2,213.5億豪ドルを賄う上で、自らの州税税収額が687.2億豪ドル(歳出総額の31.0%)に留まる一方、残りの財源の多くを財・サービス税を原資とする連邦政府からの交付金が523.9億豪ドル(歳出総額の23.6%)や特定目的補助金が455.6億豪ドル(歳出総額の20.6%)などに依存している。

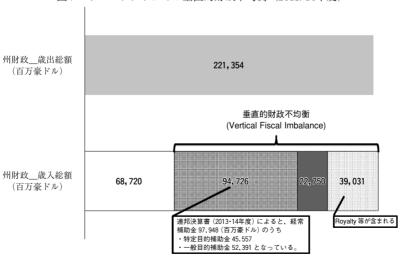


図7 オーストラリアでの垂直的財政不均衡(2013/14年度)

■州財政_歳出総額(百万豪ドル) □租税収入 ■経常補助金 ■財サービス収入 □その他の収入(利子収入を含む)

出所: ABS 統計 Government Finance Statistics (No. 5512.0) および Commonwealth of Australia (2014b), Final Budget Outcome 2013-14 データを用いて作成。

その他の歳入項目とは、財サービス収入や州政府が有する資源採掘などへ のロイヤルティ収入などがある。

したがって、連邦政府は税制改革を通じて自らの財政健全化を目指すだけでなく、連邦国家としてのオーストラリアでの地方分権のメリットを生かしつつ、州税構造の効率化や、財・サービス税を原資とする GST 交付金の配分のあり方が州財政運営インセンティブにもたらす影響、さらには特定目的補助金の効率的配分などについても包括的な改革を行い、連邦・州財政全体での財政健全化を図る必要がある。

まず、オーストラリアの州税構造に関して、以下のような効率性の課題が指摘できる。表6はオーストラリアでの2013/14年度の政府間税収構成を示している。連邦政府は、所得および消費に係る基幹税である個人所得税、法人税、財・サービス税などを有しており、既に前節で見たように所得を課税ベースに置いた租税構造となっている。

一方、州政府にとっての自主財源となる州税のうち税収額の大きいものとしては、給与所得税(ベイロールタックス)が213.4 億豪ドル(州・地方税総額の25.7%)、金融取引への印紙税が173.1 億豪ドル(州・地方税総額の20.8%)、自動車などの売買などへの税が88.9 億豪ドル(州・地方税総額の10.7%)などがある。そこでも、給与所得税においても労働供給インセンティブへの影響、印紙税などでの経済取引の阻害などの面での非効率性の改善が重要な課題になっている。また、地方政府が徴収する税の大部分はレイトで149.4 億豪ドル(州・地方税総額の18.0%)を徴収している。州税としては、定義によってその数は変わるが、現在、160 種類もの州税(地方政府によるレイト課税を除く)が課されており、税の零細性および非効率性の問題が残されたままになっている(Commonwealth of Australia 2010: Section 2.3 参照)。

したがって、州政府への GST 交付金の増額に伴う形での州財政への財源拡充の必要性は認めるものの、こうした非効率な州税の見直しは避けて

成城·経済研究 第 212 号 (2016 年 3 月)

表6 オーストラリアでの政府間税収構成 (2013-14年度)

10 イ ハドノリアでの政府 同党収得成(2013	11 /久/
連邦税	百万豪ドル
個人所得稅	163, 592
フリンジベネフィット税	4,077
法人税	67,273
年金税 (スーパーアニュエーション税)	6,101
天然資源レント税	143
石油資源レント税	1,368
財・サービス税	51,394
個別消費税	35, 321
その他	9,099
連邦税収総額	338, 368
州税	
給与所得税	21,341
土地税	6,364
その他不動産への課税	1,868
金融取引への印紙税等	17,311
ギャンブル税	5, 434
保険への課税	5,663
自動車への課税	8,891
その他	1,243
地方税	
レイト	14,943
州・地方税収総額	83,058

出所:連邦税に関しては, Budget Strategy and Outlook 2015-16 (Budget Paper No. 1) 第4章税収 表7 Australian Government general government (cash) receipts のデータより,州・地方税に関しては, ABC 統計 Taxation Revenue, Australia, 2013-14 (No. 5506.0)データより作成。

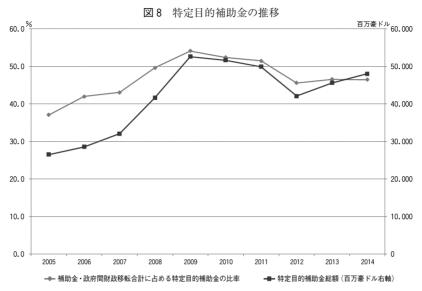
通れない (花井 2003 および 2007)。州税の拡張といった点からは、財・サービス税改革と合わせて州自体の踏み込みが弱い土地税改革の見直しなどにも早急に対処すべきと言える¹⁰⁾。

次に、州財政での財政の効率化を図る上で、自主税源である州税の効率 化を図るのと合わせ、州歳出の多くを支える GST 交付金の配分方法の効 率化は避けて通れない¹¹⁾。オーストラリアでの水平的財政平衡原則に基づ く GST 交付金の配分方法をめぐっては、公共サービスの便益配分に関し ては地域固有の特徴を精緻に捉えており、住民ニーズに応じた工夫を講じ ることができるといったメリットが認められるものの. 現行の複雑な交付 金制度が州政府にとって効率的な運営インセンティブにつながっていない. 交付金が超過負担や動学的非効率性などの経済的コストを生んでいるなど といった批判も多くある(花井 2006, OECD 2006 および 2014b)。こうした GST 交付金の課題に関しては、既に前労働党政権下の 2012 年に『GST Distribution Review』レポートがまとめられ、①GST 交付金の各州配分 を決定付ける相対係数の算定において、資源関連歳入および投資財の扱い 評価方法の見直しが必要であること、②相対係数のより正確な算定にあた って連邦政府と州政府の協力の必要性があること、③財・サービス税を交 付金原資としての活用することの妥当性などの課題が明らかになった (Commonwealth of Australia 2012 および加藤 2014 など参照。)。但し、そこで の交付金改革の提案に対しては、政府間財政関係の抜本的な改革に踏み込 んだ提案とはなっていない、実際の交付金の配分にあたっては透明性や財 政管理面での州財政との連動などで課題が残されたままになっているなど, 更なる改革の踏み込みが期待されている (OECD 2014b, Eccleston 2008, Eccleston and Woolley 2014)。また、現行の水平的財政調整方式に基づく交 付金配分方法の見直しをめぐっては、こうした経済的問題以外にも、経済 力のある NSW, VIC, WA などの州とそれ以外の州との間で政治的対立 も根強く見られ、各州の財源保障をめぐっては税制改革と政府間財政関係

の改革を連動して考える必要がる。

さらに、これまで州政府が中心的役割を担ってきた医療や教育といった 分野では、近年、特定目的補助金を通じる財源調達に関して様々な改革が 行われている。特定目的補助金改革としては、2008年11月には、オース トラリア政府間評議会 (COAG) を通じて連邦政府と州政府の間で政府間財 政合意が結ばれ、2009年1月から特定目的補助金を中心とした制度改革 が実施された。2008年の政府間財政合意では、これまで90種類以上もあ った特定目的補助金が、全国パートナーシッププログラムの名の下に① 国の政策として全国パートナーシッププログラムの促進を図る改革補助金. ② 全国パートナーシッププログラムで実施される特定のプロジェクトや 成果への支払い補助金. ③ 連邦政府の政策に基づくプロジェクトや特定 目的プロジェクトへの州政府への歳入補助金の三カテゴリーに整理統合さ れることになった (Commonwealth of Australia 2009, Anderson and Parkin 2010, Scott and Webb 2008, 加藤 2014, 八木原 2008 などを参照)。オーストラリア での特定目的補助金制度では、これまで複雑性や零細性など制度の非効率 性が様々な形で指摘されてきたが、2008年の政府間財政合意では、積極 的にプログラムの包括化が進められ、州政府の裁量性の増加や州財政運営 での補助金利用の効率化の改善などが期待されている。特に、全国パート ナーシッププログラム補助金などは、連邦及び州政府間での合意に規定さ れた基準を踏まえた形で各州政府に配分されるため、財源配分と事業にお ける州政府の役割分担や責任の明確化につながると考えられる。こうした 2008年度の改革に伴い、政府間財政移転に占める特定補助金の割合及び 補助金総額は、2008/09年度以降、大きく増加することになった(図8)。

2008年の政府間財政合意以降も、特定目的補助金制度に関しては様々な見直しが続いている (OECD 2014b)。まず、保健・医療に関する補助金改革としては、2010年に医療および病院ネットワークに関する合意 (Health and Hospital Network Agreement) が連邦政府と WA 州を除くすべて



出所: Commonwealth of Australia, Final Budget Outcome (各年度) データを用いて作成。

の州政府の間で結ばれたほか、2011年には医療改革に関する全国合意 (National Health Reform Agreement) に基づき全国医療改革病院補助金が設けられ、制度の簡素化が図られることになった。また、保健・医療には遅れるものの、教育、先住民政策、住宅、インフラなどに関する補助金改革も試みられている。こうした 2008年以降の特定目的補助金改革をめぐっては、補助金配分の効率化がかなり進んだものの、実際のプログラムの適用にあたっては、先住民やホームレス等に関する人口データや経済状況を把握する指標の精度などで課題が残されたままになっている (OECD2014b)。また、すべての補助金が全国ベースでの政府間合意に基づくわけではないため、現状においても単発的に供給される補助金も多くあり、こうした補助金が州財政に与える非効率性や予算管理を難しくさせるといった課題も指摘されている (Eccleston 2008, OECD 2014b)¹²⁾。

以上の考察を踏まえ、連邦政府は財・サービス税改革を通じて財政赤字

の削減を通じて財政の健全化を目指す一方,連邦・州双方での財政の効率 化を更に図る必要がある。そこでは、オーストラリアが有する地方分権の 特徴を生かした形で、効率的な形での交付金財源確保による財源面での州 ・地方政府の裁量性の拡充を図る一方、現行の非効率かつ零細な州税の見 直し、さらには特定目的補助金制度の効率化を図ることで州・地方政府の 財政的アカウンタビリティの向上を目指すべきである。すなわち、財・サ ービス税改革は州税改革、交付金改革、特定目的補助金の見直しと一体化 して進めなければならないことが課題として指摘される¹³⁾。

おわりに

財・サービス税改革については、連邦政府自身、2016年1月段階では、何ら具体的選択肢を提示していない。また、各州政府の反応においても、各州がおかれた経済・財政状況や政権の政治的スタンスの違いなどから、税制改革に関する提案の間で足並みがそろっていない¹⁴⁾。NSW 州、WA州などでは財・サービス税改革に前向きな姿勢を示しているものの、GST交付金に関する現行の水平的財政調整原則に基づく配分方式の見直し意欲の違いなどから、改革による税収増の配分や財源活用に関して立場に大きな隔たりがある。また、QLD 州や VIC 州などの労働党政権からなる州は、増加する州医療支出などに対しては財・サービス税増税ではなく、メディケア税の増税で十分対処できるとして財・サービス税改革をかたくなに否定している。こうした中、SA州やNSW州では、財・サービス税の改革を通じて増収額については連邦政府に留保させる一方、政府間財政関係での改革を包括的に実施し、連邦個人所得税を州政府との間で共有税化し、州政府を個人所得税課税に参加させるといったチャレンジングな議論も展開されてきている¹⁵⁾。

オーストラリアでの税制改革に関しては、ここで考察を加えた政府間財政関係の見直しの必要性の他にも多くの課題が残されている。税の公平性

— 52 —

という視点からは、税負担が集中している連邦税において、税制改革に伴い経済成長が軌道に乗り、人々の所得が増加した場合、現行の個人所得税税率体系ではインフレに伴い負担が中低所得層にしわ寄せが集中してしまうというブラケットクリープの問題(フィスカルドラッグとも呼ばれる)、さらにはオーストラリアの国際競争力を高める上で現行の法人税率では海外からの投資受け入れの阻害や法人所得の海外シフトなどが生じてしまうといった問題も指摘されている¹⁶⁾。このように、所得税体系に依存した租税システムを続けることは、税負担の増加に伴う人々の労働供給のインセンティブ低下だけでなく、高所得者にとってもタックスプランニングに走るなどの所得税負担回避行動などをもたらすことになるため、オーストラリア租税構造全体において消費課税への転換、税制の効率化を急ぐ必要がある¹⁷⁾。

資源ブームも終焉し、これから新たな形で成長戦略を模索すべきオーストラリアにとっては、今まさに税制改革を通じる政策面での新たなイノベーションが求められている。

参 考 文 献

(本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は2016年1月31日である。)

- Anderson, Geoff and Andrew Parkin (2010), Federalism: a fork in the road?', in Chris Aulich, Dr. Mark Evans (eds.) The Rudd Government: Australian Commonwealth Administration 2007-2010, The Australia National University EPress, pp. 97-117
- Commonwealth of Australia (2009), 2009/10 Budget Paper 3, Australian Government, Canberra
- Commonwealth of Australia (2010), Australia's Future Tax System Review (Henry Tax Review), Australian Government, Canberra
- http://taxreview.treasury.gov.au/Content/Content.aspx?doc=html/home.htm
- Commonwealth of Australia (2012), GST Distribution Review: Final Report, Australian Government, Canberra

- http://www.gstdistributionreview.gov.au/content/Content.aspx?doc=reports/final october2012/default.htm
- Commonwealth of Australia (2014a), 2014/15 Budget Paper 1, Australian Government. Canberra
- Commonwealth of Australia (2014b), Final Budget Outcome 2013-14, Australian Government, Canberra
- Commonwealth of Australia (2015a), 2015/16 Budget Paper 1, Australian Government. Canberra
- Commonwealth of Australia (2015b), 2015/16 Budget Paper 3, Australian Government, Canberra
- Commonwealth of Australia (2015c), *Mid-Year Economic and Fiscal Outlook 2015-16*, Australian Government, Canberra http://www.budget.gov.au/2015-16/content/myefo/html/index.htm
- Commonwealth of Australia (2015d), *Intergenerational Report 2015*, Australian Government, Canberra http://www.treasury.gov.au/PublicationsAndMedia/Publications/2015/2015-

Intergenerational-Report

- Commonwealth of Australia (2015e), *Re: think*, Tax Discussion Paper (March), Australian Government, Canberra http://bettertax.gov.au/files/2015/03/TWP combined-online.pdf
- CPA Australia (2015), *Tax Reform in Australia The Facts*, CPA Australia commissioned study on the impacts of GST reform and tax simplification, February 2015, CPA Australia
 - http://www.cpaaustralia.com.au/documents/tax-reform-in-australia.pdf
- Daley, John and Danielle Wood (2015), A GST reform package, Grattan Institute, December 2015
 - http://grattan.edu.au/report/a-gst-reform-package/
- Eccleston, Richard (2008), 'Righting Australia's Vertical Fiscal Imbalance: Transferring Public Hospital Funding as an Option for Reform', Agenda, Volume 15, Number 3. pp. 39-52
- Eccleston, Richard and Timothy Woolley (2014), 'Reforming the dark art of GST forecasting', eJournal of Tax Research, Volume 12, Number 2 November 2014 pp. 319-334
 - $https://www.business.unsw.edu.au/research-site/publications-site/ejournaloftax \\ research-site/Documents/02_EcclestonWoolley_GST_Forecast.pdf$

- Grewal, Bhajan (2000), Australian Loan Council: Arrangements and Experience with Bailouts, *Inter-American Development Bank Research network Working paper #R-397*. November 2000
- OECD (2006), OECD Economic Surveys: Australia 2016, OECD, Paris
- OECD (2014a), Consumption Tax Trends 2014, OECD, Paris
- OECD (2014b), OECD Economic Surveys: Australia 2014, OECD, Paris
- OECD (2014c), Revenue Statistics 1965-2013, OECD, Paris
- Phillips, Ben and Matt Taylor (2015), The Distributional Impact of the GST, National Centre for Social and Economic Modelling, University of Canberra, October 2015
 - http://www.natsem.canberra.edu.au/publications/?publication=the-distributional-impact-of-the-gst
- Productivity Commission (2015), *Tax and Transfer Incidence in Australia*, Productivity Commission Working Paper, Canberra
 - http://www.pc.gov.au/research/completed/tax-and-transfer-incidence
- PWC Australia (2015), Protecting our Prosperity: We can afford GST reform, 13 November 2015
 - https://pwc.docalytics.com/v/pwc-protecting-our-prosperity-we-can-afford-fair-gst-reform
- Scott, Bennett and Richard Webb (2008), Specific purpose payments and the Australian federal system, Parliamentary Library, Dept. of Parliamentary Services http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/RP0708/08rp17
- Webb, R. (2002), "Horizontal Fiscal Equalisation", *Research Note, No. 1*, 2002-03, Department of the Parliamentary Library, Parliament of Australia, August
- 大浦一郎『オーストラリア財政論』文眞堂 1987年
- 加藤慶一「オーストラリアの政府間財政関係の特徴と改革の展望-垂直的・水平 的財政不均衡とその是正をめぐって(資料)-」『レファレンス』758号 2014 年3月,145-182頁
- 中井英雄, 花井清人, 齊藤愼「オーストラリア州間財政調整と先住民への全体責任 一財源保障型の相対係数による協調的連邦主義-」近畿大学経済学会 『生駒経済論叢』, 7巻2・3号, 2010年3月, 1-37頁
- 橋都由加子「オーストラリアにおける財政再建 政府間財政の視点-」井手英 策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房,2013年,107-128頁 花井清人「オーストラリアの政府所有企業改革:政府間財政関係の視点から」成

成城・経済研究 第212号 (2016年3月)

城大学『経済研究』第 132 号, 1996 年 3 月, 128-94 頁

- 花井清人「オーストラリアでの財政分権化・税源移譲の課題」,成城大学『経済研究』第159号,2003年1月,349-373頁
- 花井清人「水平的財政平衡原則の二元的運用:オーストラリア」,持田信樹(編) 『地方分権と財政調整制度:改革の国際的潮流』,東京大学出版会,2006年 花井清人「オーストラリアの政府間財政関係での州・地方税の課題」,『地方税』 第58巻 第6号,2007年6月,9-14頁
- 花井清人「オーストラリア天然資源課税と政府間財政関係」,『地方財政』第52 巻12号,2013年12月,4-13頁
- 八木原大「オーストラリアの財政調整制度――特定目的補助金制度を中心として ――」『東洋大学大学院紀要』47,2010年,421-447頁

付記

本稿は、成城大学教員特別研究助成(2015年度)の研究成果の一部である。

- 1) オーストラリアの州・特別地域(以下 州)は、クイーンズランド州 (QLD)、ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW)、ビクトリア州 (VIC)、南 オーストラリア州 (SA)、西オーストラリア州 (WA)、タスマニア州 (TAS) の6つの州のほか、首都特別地域 (ACT)、準州としてのノーザン・テリトリー特別地域 (NT) からなる。
- 2) Commonwealth of Australia (2015e), OECD (2014b) なども包括的視点から オーストラリアの政府間財政関係を見直す必要性を指摘している。
- 3) 実際, 2015 年 12 月に提出された『中期経済財政見通し (Mid-year Economic and Fiscal Outlook)』では、予算書で想定されていた実質経済成長率に関して、2015/16 年度については 2.75% を 2.5% への下方修正が余儀なくされ、財政収支黒字化の見通しが先送りされることが明らかになった (Commonwealth of Australia 2015c)。
- 4) 連邦政府が2015年2月に提示した『世代間報告 (Intergenerational Report)』 (Commonwealth of Australia 2015d) では、連邦政府の純債務は、長期的には2054/55年度にはGDPの60%にまで膨らむと予想されている。
- 5) 2014/15 年度予算書 (Commonwealth of Australia 2014a: 5-16) によると, 鉱物資源利用税の税収は,2012-13 年度は当初の歳入予測を大幅に下回り, 予測の5%の2 億豪ドル,2013-14 年度については当初の歳入予測のわず か2%の1 億豪ドルの税収しか確保できなかった。そこでは多くの企業で

過去の年度からの資源利用税過剰支払い控除がかさんだことなどが理由と して挙げられている。

- 6) ここでの一般消費税は、OECD 租税コード5110を用いており、付加価値税、売上税、その他の財・サービスに関する一般税 (general taxes)を含む。
- 7) Commonwealth of Australia 2015e, PWC Australia 2015, CPA Australia 2015, Daley and Wood 2015 などを参照。財・サービス税の分配面での経済効果に関しては、Productivity Commission (2015) や NATSEM 研究所の Phillips and Taylor (2015) などが考察を行っており、Productivity Commission (2015) では、可処分所得に対する比率で見ると、低所得者層にとっての財・サービス税の税負担は他の所得層との比較でさほど大きくないと主張するのに対し、Phillips and Taylor (2015) では、財・サービス税とあわせて所得税減税を伴う改革が行われた場合、中・低所得者層の経済状況が著しく悪化するといった結果が得られ、改革の分配効果の解釈をめぐり意見の対立が見られる。
- 8) ここでの推計値は財・サービス税のマクロ的税収概算であり、ゼロレート、 免税項目の詳細などを考慮したものとはなっていない。
- 9) 2010/11 年度については欠損値となっている。
- 10) 州税改革に関して、州政府は我が国の住民税のような所得課税を行うことで効率的に自主財源を拡充できると考えることもできよう。但し、州による所得税課税に関しては、第二次大戦終了以降、連邦政府は戦後継続して 賦課を認めず、また州政府サイドも課税賦課に消極的であったことから、 今日に至るまで実現することはなかった。こうした歴史的経緯に関しては、 大浦(1987)および橋詰(2015)などを参照。

土地税改革に関しては、ACT のように、印紙税や取引税を廃止し、積極的に土地課税強化を目指す州も現れている (OECD 2014b)。

- 11) GST 交付金制度の運営および課題については花井 2006,中井・花井・齊藤 2010.加藤 2014 などを参照。
- 12) 金融危機以降,景気対策の名目で従来型の補助金の割合が再び増えているといった指摘もある (OECD 2014b)。
- 13) 州政府による借入を通じる資金調達も州財政の効率化に大きく影響すると 考えられる。オーストラリアでは、州政府の借入額の決定にあたり、歴史 的には公債委員会が借入規制に深く関与統制してきたが、1990年台初頭以 降、委員会による規制が緩和され、金融市場による州の財政状況を踏まえ た借入監督が重視されるようになった(Grewal 2000, Webb 2002, 橋詰 2015 などを参照)。

— 57 —

- 14) 全国紙『The Australian』,『The Sydney Morning Herald』,『Financial Review』などの報道に基づく。
- 15) 2015年11月の政府間評議会 (COAG) では、SA 州ウエザーリル (Weather-ill) 首相 (労働党) により「財・サービス税改革 (税率は15%) を実施し、その税収増加分 (\$34 billion) は連邦政府帰属にさせ連邦法人税もしくは連邦個人所得税を減税にあてる一方、個人所得税を共有税化し、その税収の17.5% 分を州財政に分与する」という提案が表明された。但し、財サービス税改革をめぐっては、増税に反対する連邦レベル (野党) と増税を受け入れ改革を目指す SA 州との間で意見の違いが見られ、労働党内においても統一した見解が得られていない。
- 16) 2015年3月に提示されたタックスリポート (Commonwealth of Australia 2015e: 22) によれば、2014/15年度から2024/25年度の10年間の間で、上位2つの課税ブラケットが適用される人々は現行の27%から43%へと大幅に増加する事になり、累進税体系の緩和もしくは減税などの何らかの対策を必要とされるとしている。
- 17) この他にも、オーストラリアの租税システム (連邦・州双方) では様々な 租税特別措置 (Tax expenditures) が設けられており、そうした措置の過度 な利用は、経済的歪みをもたらすだけではなく、税収確保の妨げになって いることが指摘できる。